

30 北本市

【問合せ先】 北本市 政策推進部 財政課 契約・検査担当 TEL 048-594-5513

本社情報		
地区コード		記入しないでください。

事業所情報		
地区コード		記入しないでください。
地域区分		01:<市内>北本市内の本店で登録する場合 02:<準市内>本店は北本市外だが、申請事業所が北本市内の場合 03:<県内>埼玉県内に本店がある場合 04:<準県内>本店は埼玉県外だが、申請事業所が埼玉県内の場合 05:<県外>申請事業所が埼玉県外にある場合 ※「本店」は、建設工事を含む申請の場合は、主たる営業所の所在地を指します。建設工事を含まない申請の場合は、履歴(現在)事項全部証明書に記載された本店の所在地を指します。

納付状況		
納税状況		北本市に申請する場合は、申請日時点ですべての税目(次の(1)~(3))について、未納がないことが要件です。 (1) 法人税(又は所得税)及び消費税・地方消費税 (2) 法人市民税(又は個人市民税) (3) 北本市税 ・ 未納あり : <u>申請することはできません。(申請不可)</u> ・ 未納なし : 全税目とも未納がない場合。(申請可能) ・ 課税対象外 : 全税目、免税業者の場合。

予備欄		
予備欄2~予備欄10		記入しないでください